
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 213 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 213 回金融商品専門委員会（2024 年 2 月 29 日開催）において、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲及び対象とする組合等の会計処理について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関する意見）

2. 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関する事務局の再提案の方向性に異論はない。

要件(1)に関する意見

3. 「多数」の捉え方は様々であると考えられるため、関係者以外の出資者が含まれていることが分かる表現に見直すことを検討いただきたい。

要件(3)に関する意見

4. 事務局の提案に異論はない。
5. 外国籍ファンドが対象となることを踏まえ、時価算定会計基準のほかに IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は Topic820「公正価値測定」に準じて時価算定している場合も対象となることを結論の背景で明確にすることがよいと考える。
6. 「決算書」という用語の定義に関して、これまでの議論において監査を受けていることを要件とした方がよいという意見が聞かれていることを踏まえて検討することがよいと考える。
7. 時価の信頼性をどのように確認するのかについて、会計基準で定めないという理解でよいか確認したい。

8. 投資事業有限責任組合会計規則に従い組合等の決算が行われた場合、時価算定基準に従って時価が算定されていない場合があると考えられるが、この点について事務局で分析していることがあればご教示いただきたい。

要件(4)に関する意見

9. どの程度であれば「専ら」と認められるかは実務において判断することになるという理解でよいか確認したい。
10. 組合等が市場価格のない株式だけでなく、例えば社債を保有している場合に対象となるか確認したい。

その他

11. 組合等に投資信託は含まれないという理解でよいか確認したい。
12. 私募形式で特定の企業を買収するために投資事業有限責任組合をビークルとして用いた場合、検討の経緯を踏まえると対象ではないと考えるが、その理解でよいか確認したい。
13. 時価評価をオプションとする場合には、要件(1)及び(4)によって対象を絞る必要があるか疑問がある。

(本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する意見)

組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価(評価差額は純損益)することに 関する意見

14. 時価評価(評価差額は純損益)とすることによって、国際的な会計基準との間の整合性が高まることは、財務諸表利用者の観点から有用であると考ええる。
15. 組合等が市場価格のない株式だけでなく社債を保有している場合、市場価格のない株式の評価差額は純損益とする一方、社債の評価差額はその他の包括利益とすることを想定しているという理解でよいか確認したい。

時価評価の対象とする組合等をオプションとして選択することに関する意見

16. 企業が組合等を保有する目的は様々であると考えられるため、企業の意図を反映する観点から時価評価の対象とする組合等をオプションとして選択するという事務局の提案に異論はない。
17. オプションの適用単位について議論する必要があると考える。

その他

18. 時価の信頼性の観点から、評価差額はその他の包括利益とすることをオプションとすることがよいと考える。
19. 資料第10項の外国籍の組合等の構成資産である市場価格のない株式に関して、現行実務において評価差額を取り消しているため、評価差額をその他の包括利益とする場合であっても新たな手間は生じないと考える。
20. 監査人の観点から、市場価格のない株式を時価評価する実務は未成熟であると考えられるため、時価の信頼性に懸念があることを踏まえて検討していただきたい。
21. 評価差額は純損益とした場合、市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式となった場合の処理に関して、評価差額をその他の包括利益に戻す必要があるか議論する必要があると考える。

以上